# 危機管理マニュアル

松伏町商工会

[更新日] 令和5年1月

本マニュアルは災害時および感染症発生時に 直ちに活用できるよう印刷の上、手元に保管

基本方	計	•	•	•	•	•	•	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
リスク	の	認	識	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
指揮命	冷	体	制		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
災害へ	<b>、</b> の'	備	え		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>/</i> •	•	•	•	•	•	•	•		4
災害予	報	/	大	規	莫	な	風	水	害	が	予	報	さ	れ	た	場	合	の	行	動		•	•		6
災害発	生		発:	生	诗	の	行	動		•	•	•	•	$\left\langle \cdot \right $	•	•	•	•	•	$\langle \cdot  $	•	•	•		7
災害発	生	後	の	動	き		•	•	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
感染症	発:	生	~	のす	対	心	チ	ェ	ッ	ク	IJ	ス		•	•	\	•/	•	•	•	•	•	•	1	1
関係機	関	連	絡	先	_	覧	<u> </u>	•	•	<i>/</i> •		•	•	•	•	<i>/</i> •		•	•	•	•	<i>/</i> •		1	4
(参考	$\left(\frac{1}{2}\right)$		•	•	•		٠	•	<b>.</b>	•	•	•	•	•/	•	•	•	•	•	•	4	•		1	6

【別添】LINE WORKS、商工会災害システムのログイン操作

# 基本方針

- 1. 人命の保護を最優先に判断・行動する
- 2. 商工会機能の早期復旧を図り、会員支援にあたる

# リスクの認識

## 地震

## 想定

・数年に一度

(過去の被害) 東日本大震災

・一部破損167棟

(想定できる影響) 商工会館の破損・倒壊・地盤沈下

# 台風等の豪雨災害

## 想定

・毎年

(過去の被害) 平成3年台風18号

- ·床上浸水58戸
- ·床下浸水169戸

(想定できる影響) 洪水予想区域等

・利根川、江戸川、荒川、中川、元荒 川の水没被害

## 感染症

#### 想定

・毎年(新型インフルエンザ・コロナ感染症 など)

#### (想定できる影響)

- ・ライフライン、道路、情報通信などは 基本的に通常どおり利用できる
- ・鉄道は計画運休や乗客数の制限などが 想定できる
- ・従業員や家族が感染し、出社できなくなる。
- ・情報は基本的に通常どおり利用できるが、 出社できない社員の業務引継等で仕事が 停滞する恐れがある。
- ・会員企業、取引先企業の事業停止等により 流通等が停止する。

職員で感染が発生した場合、 消毒などが済むまで事務所に立ち入れ なくなる可能性がある

#### ライフラインの分断

- ・電気、ガスなどの分断
- ・電車、バス等の交通インフラの減少・停止

# 災害時の指揮命令体制

# 災害対策本部

災害規模を考慮し、本部を設置。 [第1順位] 商工会館 [第2順位] 松伏町役場

# 指揮命令体制

順位に従い本部長・現場責任者を配置。現場責任者の指揮のもと職員は行動をとる。

## 本部長

#### 順位

- 1 会 長
- 2 副会長
- 3 副会長

全体の統括 重要事項の判断

# 現場責任者

#### 順位

- 1 事務局長
- 2 経営指導員
- 3 経営指導員

指揮命令 関係機関との連絡調整

# 指導員

# 順位

1

## 指導員責任者

事務局責任者からの指示を職員に伝える。松 伏町・近隣商工会・県連との連絡窓口。会員 等の要望の取りまとめ を担う

	職員								
	順位	順位	順位						
•	1	1							
	2	2	2						
		$\times$							
/	商工会館担当	災害確認担当	ライフライン						
	会館、事務所、	地域内の被害状	担当						
	会員、役職員被 害状況等を取り	況の取りまとめ。 会員からの問い	ライフラインの						
	まとめ、情報提	合わせに対応	復旧に係る連絡 窓口。そのタ復						
	供を行う		旧支援全般を担						
1			う。						

# 災害への備え チェックリスト

災害の発生以降は災害対応の業務に追われ、既存業務や判断が後回しになることも想定されることから、「事前の備え」と「職員間で意識を合わせる(高める)こと」が重要となる。

# リスク確認・対策 □ ハザードマップの確認 (地震・洪水・土砂災害) □ 避難経路、避難所、緊急連絡先の確認 □ 消防設備の確認 □ 家具等の転倒防止対策 □ 非常用電源の確認 □ 業務の見える化、共有化 □ 損害保険・共済の確認 □ 年1回、本マニュアルにおける 取り組み内容の見直し

# **重要書類**商工会館 □ 公印・銀行印 □ 預金通帳・証書 □ を記簿 □ を記簿 □ と記簿 □ と記簿 □ 定款・諸規程集 □ 職員人事情報 □ 申告書類

データのバックアップ
<b>ラウド</b>  県連ファイルサーバーの活用
民間バックアップサービスの活用   その他(
最低限、緊急時にデータを持ち出せ 状態にしておく

公用車 □ 携帯電話充電器 □ 毛布	<b>安否報告訓練</b> □ 実施(不定期)		
□長靴			
	被害報告訓練 □ 実施(不定期) ※年2回以上 ※商工会災害システム操作 ※参加:商工会、県連		
<ul><li>感染症対策資材</li><li>□ マスク</li><li>□ 消毒液</li></ul>	<b>避難訓練</b> □ 実施(9月) ※年1回 ※参加:商工会職員		
	□マスク		



# 大規模な風水害リスクが予報された場合、次の行動をとる

#### 商工会の安全防護 業務 商工会館 前日の退社判断 □ハザードマップの確認 □ 公共交通機関・道路状況を考慮し、早めの退社命令 □ 出入口の防護(土嚢) を下す □ 窓、雨戸の閉止(テープ養生) □設備の停止・移設 当日の出社判断 □非常用電源の確保 □ 責任者が必要に応じて、出勤または自宅待機等を □ 保管している備蓄品の使用準備 命じる 公用車 事業の延期・中止判断 □公用車の移動 □ 直近の事業予定について、延期・中止の判断を下し、 関係者に連絡する その他 □緊急時連絡先一覧の確認 □ 商工会災害システム等の使用方法確認



# 職員はまず自らの身の安全を確保した上で、次の行動をとる

# 勤務時間外

自宅・外出中

#### 災害発生 直後

□自らの身の安全を確保する

#### 避難

□自宅等の安全が確保できな い場合は避難場所へ

#### 安否の連絡

□職員内で安否の連絡をとる

#### 翌日以降の出社の判断

□安全に通勤できることを前 提として責任者に確認し、 出社

# 通勤・帰宅途中

#### 災害発生 直後

□自らの身の安全を確保する

#### 安否の連絡

□職員内で安否の連絡をとる

#### 出社の判断

□公共交通機関・道路状況、 大規模な火災が発生してい ないかなど、危険がないと 判断できる場合に出社

# 勤務中

会館内

#### 災害発生 直後

□自らの身の安全を確保する

#### 救助

□協力して救助、応急手当

#### 火の元確認

- □ガス、水道の元栓を閉鎖
- □パソコンをシャットダウン
- □設備コンセント外し (過電流を防ぐ)

#### 火災の発生

- □消火器による初期消火
- □火が天井に届いている場合 は躊躇なく避難する

#### 群報

□備蓄品をもって避難場所へ

#### 退社の判断

□責任者が帰宅判断を行う

# 勤務中

出張・巡回中

#### 災害発生 直後

□自らの身の安全を確保する

#### 公用車

- □左側に停車、エンジン停止
- □車から離れる場合はキーを つけたままロックしない

#### 安否の連絡

□職員内で安否の連絡をとる

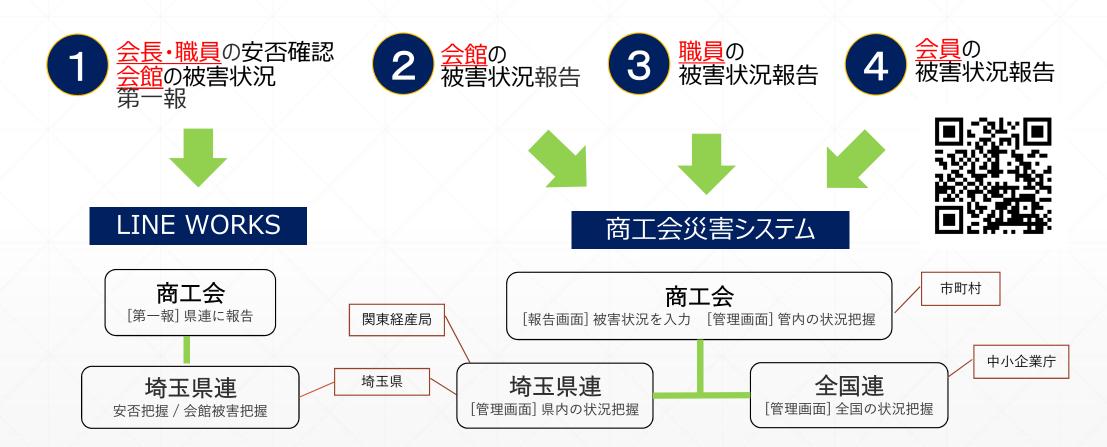
#### 帰社の判断

□公共交通機関・道路状況、 大規模な火災が発生してい ないかなど、危険がないと 判断できる場合に命じる

- □近隣に居住する職員など、予め担当者を決めておく
- □床抜け、天井落ち等のチェック、立入禁止場所を特定する (人が近づけない措置を講じる)



# 直ちに安否確認①を行い、被害状況②③④を順次報告する



# 災害発生直後の動き

安否確認、商工会館の状態確認  □会長、職員等の安否を確認する □商工会館について、安全に十分配慮した上で目視で被害の状態を確認する (近隣に居住する職員など、予め担当者を決めておく) □上記について、LINEWORKSにより県連に第一報報告。あわせて商工会災害システムに入力  商工会館の応急対応 □立入禁止場所を特定する。可能であればブルーシートで覆う、コーンを立てる、ロープを張るなど、人が近づけない措置を講じる。  講じる。	被害把握、報告 □ 災害の一般情報・周辺の被害状況を確認する □ 管内の状況を各地区役員等を通じて収集 □ 商工会災害システムに集約  「
□ 事務所使用可否の判断 <b>災害対策本部の設置</b> □ 安全確保の上で本部メンバーを招集 □ リモート会議も事前に検討しておく □ 勤務可能な職員の把握、勤務者の選定	災害システムへの入力依頼等のアナウンスは 被害状況等に応じて県連からココミルネットまたは LINEWORKSにより依頼することもあるが、 インフラの遮断等で連絡ができない場合も想定される。 その場合は、各商工会で判断し入力を実施する。

# 災害発生後から復旧に向けて商工会が行う対応事項

□ 被害状況や被害規模に応じた支援方針の決定

#### 地域内の対応 被害把握、報告 □ 管内会員企業の被害の全体像の把握(発生後7日以内) □ 瓦礫処理等への協力 (被害状況イメージ) □ 地域内物資提供等への協力 ・大規模な被害がある →管内1%以上の事業所で「床上浸水」、 特別相談窓口の設置 「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 □ 労務(雇用) もしくは連絡が取れない、確認が取れない。 □ 金融 ・被害がある □ 経営支援施策 →管内1%未満の事業所で「床上浸水」、 \*会館が使用不可の場合、市町村と開設方法について協議 「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 もしくは連絡が取れない、確認が取れない。 情報の提供 ・ほぼ被害がない □ 相談窓口、ホームページ・SNSなどによる情報提供 →目立った報告の被害がない。 □ 支援施策(災害対策支援補助金等) □ 商工会災害システムに継続して入力を実施 □人的・物的支援 行政・関係機関との連携 □ 集約した情報を共有、情報提供を依頼 保険申請や補助金等を利用することが想定されるため、 (以下の頻度で被害状況の共有実施) 「被害状況の記録(撮影) | を行うよう事業者に勧める。 ・発災後~1週間 → 1日に2回 ・1週間~1ヶ月 → 1日に1回 ※以降は被害状況により判断

# 感染症発生への対応チェックリスト

主に新型コロナウイルス感染症を想定

## 感染症発生に備えた準備

#### 商工会館

- □ マスク・消毒液・体温計など資材の 準備と備蓄
- □ 不燃性透明シートやアクリル板の準備 と設置
- □事務所内換気の増大
- □ トイレ・休憩室・更衣室等の衛生 管理の徹底

#### 職員

- □ 感染防止の3つの基本の徹底
  - ①身体的距離の確保
  - ②マスク着用 ③手洗い
- □ 感染症に関する情報を収集し、 理解を深める

## 業務継続に必要な体制の確認

- □ 時差出勤、在宅勤務、交代勤務の 検討(環境整備)
- □ 業務継続に必要となるWEB会議シス テム・設備や施設の整備等の確認
- □ 業務のありかたの見直し (非常時に行うべき業務の精査)
- □連絡体制の確認
- □ 商工会館が使用不可の場合を想定 し、市町村行政と事前協議

# 非常時の指揮命令体制

- □ 会長を本部長とし、事務局長を現場 責任者とする。その他、災害時の 指揮命令体制の順位に準じる。
- □ 意思決定を行う者が感染した場合の 指示方法の確認 (決裁手続き、業務指示の確認)
- □ 職員感染、自宅待機等の際の確実な 業務引き継ぎ

# 感染症発生時・拡大時の対応

#### 職員・事務所内

- □ 3つの密(密閉、密集、密接)を防止するため、事務所レイアウトの変更等を行う
- □ 出勤前の体温確認の実施、体調不良時の出勤禁止の徹底
- □マスク着用による飛沫発散の防止
- □ 来会者に手指消毒、検温、マスク着用の協力依頼
- □ 来会者記録(訪問記録)をとる
- □ 来会者にポスターなどで取り組みへの協力と注意喚起を行う
- □ 応対後には机、イス等の消毒を徹底
- □ 職場内での接触者(発症前2日からの会議同席者、ランチや 会食などを共にした者など)を把握できるよう準備指示
- □ 職員に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の 導入を促す
- □ 埼玉県LINEコロナお知らせシステムを利用する

#### 商工会事業・業務

- □ 当面する事業について実施可否の判断、関係者への連絡 (感染拡大時には不要不急の事業は実施を控える)
- □職員の時差出勤、在宅勤務、交代勤務の実施
- □出張の自粛指示
- □ 会議・研修の開催方法を検討 (座席配置、人数制限、WEB会議システムの利用等)

#### 公用車

- □マスク着用による飛沫発散の防止
- □ 定期的な換気
- □使用後の消毒

新型コロナ感染症を想定して記載するが、SARSや新型インフルエンザなど感染症(感染力や重症化傾向)により対応が異なるため、一律的な対応とせず、情報収集の上で判断する。

## 職員に感染の疑いが生じた場合

- □ 体調不良を認める場合は、必ず上司 に連絡・相談。出勤させない(しない)
- □ 次の様な症状がある場合は、 「埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター」 (24時間受付)に問い合わせをさせる

**☎**0570-783-770

- ・息苦しさ(呼吸困難)
- ・強いだるさ(倦怠感)
- ・高熱等の強い症状 のいずれかがある場合
- □ 職員が濃厚接触者と判断された場合 は、出勤不可14日間とし、事務所 管轄の保健所の指示に従い感染防止 の措置を講じる

## 感染と判断された場合

- □ 感染者、家族感染の濃厚接触者など に対しては、プライバシーを確保し、 かつ差別が行われないようにする
- □ 宿泊施設もしくは自宅での療養が選択できる場合は、(家族への感染リスク回避のため)宿泊施設を検討するよう助言する
- □ 保健所および医療機関との連携を図り、 関係各所へ連絡
- □ 保健所の指示に従い職場の消毒を実施
- □ 感染者の執務エリアもしくは事務所の 一部閉鎖などの検討
- □ 会館が使用不可の場合、事業者の相談 に対応する代替場所を手配
- □ 商工会業務の復旧に向けた準備

## 職場復帰

- □ 主治医等のアドバイスに従い、体調 を確認しながら職場へ復帰させる
- □ 職場復帰は以下、両方の目安の条件 を満たすこと

(目安1)

発症後に少なくとも10日が経過している

(目安2)

薬剤(解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤)を服用していない状態で、解熱後および症状(咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など)消失後に少なくとも72時間が経過している

□ 復帰後1週間程度は、毎日の健康観察、 感染症予防対策を徹底し、体調不良 を認める場合は出勤させない

# 関係機関 連絡先一覧 1

## 行政

□ 松伏町

環境経済課(商工担当)

**73**048-991-1854

総務課(防災担当)

**3**048-991-1893

#### 警察

□ 吉川警察署

**23**048-958-0110

☎048-991-2900(松伏交番)

#### 消防

□ 吉川松伏消防組合 松伏消防署 ☎048-991-2231

## 損害保険関係

□ 埼玉県火災共済協同組合 ☎048-641-9203

#### 金融機関

- □ 日本政策金融公庫 越谷支店 ☎048-964-5719
- □ 武蔵野銀行 松伏支店 ☎048-992-1211
- □ 栃木銀行 松伏支店 ☎048-992-2555
- □ 城北信用金庫 松伏支店 ☎048-992-1991
- □ 埼玉りそな銀行 越谷支店 ☎048-962-5111

## 税務• 労務関係

- □ 越谷税務署 ☎048-965-8111
- □ 越谷公共職業安定所 ☎048-969-8609

#### 商工団体

- □ 全国商工会連合会 ☎03-6268-0088
- □ 埼玉県商工会連合会 ☎048-641-3617

(近隣商工団体)

- □ 吉川市商工会 住所 吉川市平沼1-21-16 ☎048-981-1211
- □ 庄和商工会 住所 春日部市西金野井256 ☎048-746-0611
- □ 越谷商工会議所 住所 越谷市中町7-17 ☎048-966-6111

# 関係機関 連絡先一覧 2

## ライフライン □ 電気 東京電力エナジーパートナー(株) **73**0120-995-333 □ ガス ミライフ(株) **3**0120-150-095 □ 水道 越谷 · 松伏水道企業団 **23**048-966-3931 □ 通信 NTT東日本(株) **73**116 □ 鉄道 東武鉄道㈱ **73**03-5962-0102 □ バス 茨城急行自動車㈱ ☎048-992-0031 (株)ジャパンタローズ 四048-993-1118 □ タクシー 松伏交通(有) ☎048-991-4461 飛鳥交通㈱ ☎048-991-2834 □ 道路 越谷県土整備事務所 **73**048-964-5221

# 近隣の避難所 □ 松伏町役場 住所 松伏町松伏2424

- ☎048-991-2711 □ 松伏第二小学校 住所 松伏町田中1-4-6 ☎048-992-0365
- □ ふれあいセンター「かがやき」 住所 松伏町松伏357 ☎048-991-2701

## 新型コロナウイルス感染症関連

- □ 県民サポートセンター **☆**0570-783-770
- □ 受診・相談センター ☎048-762-8026
- □ 春日部保健所 ☎048-737-2133

#### 医療機関

□ 病院 埼玉あすか松伏病院 ☎048-992-0411

# LINEWORKS(安否確認等第一報)の運用イメージ

#### 災害発生



地震

#### 被害確認・情報収集

- ・会長・職員の安否確認は、あらかじめ決めておいた方法で行う。
  - (例1) 電話による連絡網、LINE、メールなど
  - (例2) 第一報として、災害報告システムに会長・職員区分について各自入力 するようコンセンサスをとっておき、管理者が確認する。
- ・会館については、近隣に居住する職員など予め担当者を決めておき、安全に十分配慮した上で被害状況を把握し、管理者に報告する。
- ・指定された期日までに、県連担当者から発信されたLINEWORKSのアンケート連絡 に回答する。

## 《 LINEWORKSについて 》

- ・通常のLINEと違い、インストールせずともブラウザ等での複数ログインが 可能です。ID・PWを管理者と担当者で共有し、災害時に備えることもできます。
- ・ただし、プッシュ通知が届かないなどが想定できますので、アプリを使用できない場合は、災害時にログインして通知がないか確認してください。

# 災害報告システム(被害状況報告)の運用イメージ

#### 災害発生





確認した情報や要望 事項をシステム入力



情報共有/支援

#### 被害確認・情報収集

《会員被害状況の情報の収集(例)》

- ・職員毎のヒアリング先を決定
- ・会員事業所を訪問(または電話等によるアポイント)
- ・被害状況ヒアリング
  - → (1) タブレット等を用いて現地でシステムへ入力・ 画像の記録
    - (2) ①参考様式:巡回用会員災害状況報告シート (wordファイル)を使ってヒアリング・カメ ラによる記録
      - ②事務所に戻ってPCでシステムに入力
- ・担当とした先以外でも災害被害の相談に対応した会員情報など入力する
- ・管理者においてステータスを確定(重複などの確認) /職員間で情報の共有